



会津坂下町議会基本条例

会津坂下町議会は、日本国憲法が定める町民を代表する議事機関として、行政の執行を監視するとともに、町の将来にとって最良の意思を決定する使命を担っている。

このため、議会及び議員は、町民の多様な意見を反映すべく、説明責任を果たし、議会活動への町民参加を促す必要がある。これにより、議員は相互の自由な討議を展開し、町政の課題及び論点を明らかにし、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

以上の理念のもとに、議会及び議員は、自らの責務を自覚し、町民の福祉の向上と活力ある地域づくりを進める議会を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会運営及び議員活動の基本的事項を定め、議会の行政監視機能を充実させるとともに、町の将来像や課題に対し、町民の意思を的確に反映できる議会を確立することを目的とする。

【解説】

議会が二代表制の下で担うべき役割を果たすために必要となる議会運営及び議員等に係る基本的事項を明文化することにより、議会を活性化し、町民の負託に応えることを定めています。

（議会の運営原則）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として、自己の役割を十分に認識し、行政を監視するとともに重要な政策を討議及び立案する。

2 議会は、町民に対し町政の課題を明らかにし、政策上の論点を開示するものとする。

3 議会は、協働のまちづくりを推進するため、町民との意見交換の機会を積極的に取り入れ、その結果を議会運営に反映させるものとする。

【解説】

議会は、町民を代表する公選の議員をもって構成される意思決定機関です。議会の責務として町長等が行う町政運営を監視し、町民の多様な意見を把握して、議会自らも必要な政策等を立案することを定めています。

議会は、町民と共にまちづくりの活動に取り組むために、町民の多様な意見を把握する機会を確保し、町民の福祉向上につながる議会運営に反映させることを定めています。

（議員の活動原則）

第3条 議会は、自己の資質を高めるために常に自己研さんし、町民から信頼される活動に努めるものとする。

- 2 議員は、あらゆる機会を利用して町民の意見を聴取し、町政全般に関する課題を的確に把握するものとする。

【解説】

議員は、常に自己の資質向上に努め、町民に信頼される活動をすることを定めています。

議員は、議場での議会活動と共に、日頃から地域の中にあっても多様な町民の声を聞き、そこから発する町政上の課題を把握し、政策に反映させることを定めています。

(町民と議会の関係)

第4条 議会は、開かれた議会を基本に、本会議のほかすべての会議を原則公開とする。

- 2 議会は、議会活動の視点から情報を公開し、町民に対する説明責任を十分に果たすものとする。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の専門的または政策的識見を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、町民の意見を把握し、政策形成に反映すべく、適宜、懇談会を開催するものとする。
- 5 議会は、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。

【解説】

議会は、会議を原則公開とし、町民に対する情報の公開と説明責任を果たすこと、及び、法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、町民の意見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを定めています。

議会は、町政の課題全般について町民と情報や意見の交換を行う場のひとつとして、町民との懇談会を開催し、議会として審議の内容や過程等を説明するとともに、町民からの意見等を聴取し町政に反映させることを定めています。

議案に対して各議員が自己の責任において選択した賛否を、広報紙等で公表することを定めています。

(町長等と議会の関係)

第5条 議会は、町長が提案する重要な政策について、論点を明らかにし、議決責任を果たすために必要な情報を具体的に提示するよう求めるものとする。

- 2 議会は、町長が予算及び決算に関する議案を提出する場合、施策別又は事業別の説明資料を事前に提出するよう求めるものとする。
- 3 議会は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）が振興計画、公共事業計画その他重要な政策を決定するときは、議会の意見を聴くよう求めるものとする。
- 4 議員と町長等の質疑応答は、一問一答方式を採用し、議員は、論点を明確にするように努めるものとする。
- 5 町長等は、議長又は当該委員長の許可を得て、質問の論点整理について、議員に対し反問することができる。
- 6 議会は、必要に応じ町長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求める事

ができる。

【解説】

議会は政策水準を高める議論が行われるように、町長が提案する重要な政策について、次の6項目の情報提供を求めると定めています。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体における類似政策等との比較検討
- (4) 政策等、策定に当たっての町民参加の有無とその内容
- (5) 振興計画上の位置づけ
- (6) 財政措置と将来にわたる費用計画

議会は、町長が予算案や決算を議会へ付議する際は、わかりやすい説明資料の提示を求めることを定めています。

町長等が重要な政策を決定する場合は、策定段階から議会との協議に応じるよう求め、町民意思を反映した政策を執行することを定めています。

町長等に対する議案質疑及び一般質問は、一問一答式を採用し、町長等は、議長等の許可を得て、質問をした議員に対して、その論点を整理するため、反問（逆質問）することができることを定めています。

議会は、緊急を要する議案等が生じた場合は、町長等に対し文書によって質問し、文書によって回答を求めることができることを定めています。

（議会の議決事項）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会津坂下町振興計画基本構想に基づく基本計画。
- (2) 議会が二元代表機関の一翼として町の重要施策の決定に参画する必要性がある事項。

【解説】

議会は、地方自治法に基づき、町政にかかる長期の指針等及び重要施策の決定に参画することを定めています。

（議員間の自由討議）

第7条 議員は、議会の議事機関としての機能を発揮するため、議員相互の自由かつたつな討議に努め、積極的に政策提言を行うものとする。

【解説】

議会は言論の場であることを踏まえ、議会全員協議会及び委員会等で議員相互間の自由かつたつな議論を尊重することを定めています。

（議員定数と報酬）

第8条 議員の定数及び報酬は、別に条例で定める。

【解説】

議員の定数は「会津坂下町議会議員定数条例（平成14年9月25日条例第23号）」の定めによるものとします。

議員報酬は「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年12月25日条例第32号）」の定めによるものとします。

（議員の政治倫理）

第9条 議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなくてはならない。

【解説】

議員は町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の利益を図ることのないよう、町政に対する町民の信頼に応えたと共に、公正で開かれた民主的な町政の進展に寄与することを定めています。

（この条例の位置付け）

第10条 この条例は、町の議会運営に関する最高規範であって、これに反する条例、規則その他の規程を制定することはできないものとする。

2 この条例に関し、必要とされる条例、規則等議会運営の仕組みは、この条例理念のもとに体系的に随時整備するものとする。

【解説】

この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定することはできないこと、及び、この条例を常に検証し、必要に応じて適切な措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

問合せ先 会津坂下町議会事務局

郵便番号 969-6592

住 所 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地

電 話 0242-84-1507

F A X 0242-83-0349

U R L <http://www.town.aizubange.fukushima.jp/>

E-MAIL gikai@town.aizubange.fukushima.jp